

三重県防災行政無線設備保守点検業務委託特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「委託者」という。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行場所

津市広明町13番地他162箇所（別表1参照）

3 履行期間

契約の日から令和3年3月31日限り。

4 業務内容

- (1) 別表2記載の機器について、要綱に基づき点検を行うこと。
また、第5項「保守業務」、第6項「非常用発電機燃料残量確認」、第11項「障害発生時の対応」に記載の内容及び臨時点検（委託者から要請があった場合）を行うものとする。
- (2) 令和2年度は地上系・有線系機器の更新工事（別工事）の施工中であり、年度後半より地上系・有線系機器が更新工事の現場作業の対象となる予定である。
このため、当該機器の要綱に基づく点検項目のうち、12か月周期（年1回）のものは原則、令和2年10月末日までに実施することとする。
また、当該機器の要綱に基づく点検項目のうち、6か月周期（年2回）の項目の点検回数は本業務内で1回とし、原則、令和2年10月末日までに実施することとする。
なお、各機器の機能維持・動作確認に必要な点検等については、上記に関わらず適切に実施することとする。
 - ・詳細は打合せによる。
 - ・「当該機器」は別表2「後期対象外」欄【※】印のものとする。

5 保守業務

- (1) 別表2の機器について、点検時に障害を見つけた場合、および発注者から指示のあった場合、機能維持に必要な保守作業を実施すること。
原則、受託者の負担によるものとするが、軽微な作業・材料の範囲を超えるもの、別途高額な材料・機器等を必要とする場合は、協議によるものとする。
- (2) 別表3に示す保守業務を行うこと。

(3) 保守作業を行った時は、作業内容、作業後の動作確認・性能試験結果について報告を行うこと。

6 非常用発電機燃料残量確認

定期点検時に、非常用発電機燃料の残量を確認・記録し、報告書を提出すること。

(燃料が満充填より 1/4 以上減少している地点が明確に分かるよう報告すること。)

燃料が満充填より 1/4 以上減少している地点については、委託者の指示に従い委託者の支給する燃料を補給すること。

ただし、市町、消防本部設置の非常用発電機は、記録対象ではあるが燃料補給の対象としない。また、燃料運搬が困難な場合などは協議によるものとする。

7 関係法規等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行すること。

8 関係官庁等への手続き

受託者は、業務の実施に関して、委託者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うこと。

9 提出書類

受託者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく委託者に提出すること。

(1) 実施計画表 1部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとする。

(2) 詳細工程表 1部

契約後、定期点検開始の2週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出すること。

(3) 点検・作業報告書 1部

現地点検が全て終了後、定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真をとりまとめ、CD-Rにより提出すること。報告書は、点検対象機器の一覧及び不具合箇所一覧表も合わせて提出すること。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出すること。

また、特定の設備について委託者の指示があった場合は、上述の報告書より抜粋し、別途提出すること。

(4) 非常用発電機燃料の残量表 1部

非常用発電機燃料残量確認・給油作業について結果を報告すること。

(5) その他委託者が請求する書類 必要部数

諸手続に必要な書類及び委託者が指示する書類を作成すること。

10 施工管理

- (1) 保守・調整等の実施にあたり、必要に応じて事前調査・現地確認を行い、安全、確実に作業等が実施できるようにすること。
- (2) 受託者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士のいずれかの資格を持つ者）の補助又は支援の体制を確保し、細心の注意と責任をもって保守点検を実施すること。
- (3) ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム（NMS）、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器に障害を発生させないこと。
- (4) 受託者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ委託者にその日程表及び作業名簿を提出すること。
- (5) 作業上、運用停止等が必要不可避となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に委託者と協議のうえ、委託者の承認を得ること。
- (6) 委託者は、気象状況や災害発生等により、作業（計画）の中止・変更を指示することができる。

この場合、委託者の責による場合を除き、受託者は中止・変更に伴い発生した費用等、一切の負担を発注者に求めることはできない。

- (7) 受託者は、履行期間中は業務対象の機器及びそれらに付帯する機器等について、常にその機能維持を図ること。
- (8) 受託者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、委託者に報告すること。
- (9) 受託者は、委託業務の実施中に委託者の設備に損傷を与えたときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修復すること。
- (10) 受託者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び委託者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行うこと。
- (11) 受託者は、他の保守点検および関連工事を行う者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うこと。
- (12) 受託者の行う点検は、原則、県の勤務日及び勤務時間内に実施すること。
※委託者の指示がある場合、事前に承諾を得た場合を除く。
- (13) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。

※国・各自治体・業界団体（一般社団法人 建設電気技術協会等）の各種宣言・要請・ガイドライン等（各時点で最新のもの）に基づく感染拡大防止に努めること。

1 1 障害発生時の対応

受託者は、履行期間中に台風、地震等による被災、あるいは故障による通信ネットワーク障害発生時等、委託者から要請があった場合には、1時間以内に県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、速やかに障害復旧にあたること。

1 2 発注者の機器操作支援

受託者は、映像機器の操作等、高度な知識・技術が必要な作業について、委託者の要請があるときは、発注者の機器操作支援・代行操作を行うこと。

1 3 定期検査の対応

電波法73条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、受託者の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うこと。書類の作成は委託者の指定する日までに完了させて提出すること。

1 4 保守業務の引継

受託者は、保守業務にともなう影響が履行期間を超えて継続する場合、次期点検保守業務委託の受託者に適切に引き継げるようにすること。

1 5 取扱説明

受託者は、定期点検時に履行場所において担当職員に機器運用方法の確認を行い、必要に応じて技術的指導を行うこと。

また、受託者は、委託者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成すること。

1 6 立ち会い

- (1) 長尾中継所（鉄塔のみ）並びに、天花寺、朝熊、藤坂、谷の山、行野浦及び名倉中継所は西日本電信電話(株)の局舎であるため、局舎への立入りは、西日本電信電話(株)の許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入ること。なお、当該無線局（名倉中継所を除く）の定期保守点検に要する立合費等の費用は本業務費に含む。
- (2) 青山中継所は(株)NTTドコモの局舎であるため、局舎への立入りは、(株)NTTドコモの許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入ること。なお、当該無線局の定期保守点検に要する立合費等の費用は本業務費に含む。

17 その他

- (1) この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、委託者と受託者が双方協議の上決定すること。
- (2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について
 - ア 受託者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は文書で行うこと。
 - ウ 受託者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
1	三重県庁	津市広明町13
2	四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
3	津庁舎	津市桜橋3-446
4	松阪庁舎	松阪市高町138
5	伊勢庁舎	伊勢市勢田町622
6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
7	尾鷲庁舎	尾鷲市大字中井浦字坂場1161
8	熊野庁舎	熊野市井戸町371
9	桑名庁舎	桑名市中央町5-71
10	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5-117
11	志摩庁舎	志摩市阿児町鵜方3098-9
12	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町452
13	三重県防災ヘリコプター管理事務所	津市雲出鋼管町2-2
14	多度中継所	桑名市多度町
15	芸濃中継所	津市芸濃町
16	長谷山中継所	津市美里町家所
17	美杉中継所	津市美杉町八知蕨折7956-1
18	伊賀中継所	伊賀市大字土橋
19	名張中継所	奈良県山辺郡山添村大字毛原1723
20	青山中継所	伊賀市伊勢路
21	多気中継所	多気郡多気町
22	飯高中継所	松阪市飯高町
23	磯部中継所	志摩市磯部町
24	鳥羽中継所	鳥羽市船津町字榎谷1376
25	南勢中継所	度会郡南伊勢町
26	浅間中継所	度会郡大紀町
27	三木中継所	尾鷲市三木里町
28	長尾中継所	熊野市有馬町
29	紀和中継所	熊野市紀和町
30	紀宝中継所	南牟婁郡紀宝町
31	朝熊背面中継塔	伊勢市朝熊町
32	安濃ダム	津市芸濃町河内岩坂3162番地3
33	君ヶ野ダム	津市美杉町八手俣95-1
34	宮川ダム	多気郡大台町久豆朝倉谷512-1
35	北勢水道事務所	四日市市安島2-7-15

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
36	中勢水道事務所	津市一志町高野1996
37	南勢水道事務所	多気郡多気町相可1710
38	NPO室	津市羽所町700番地アスト津3F
39	総合医療センター	四日市市大字日永5450番地-132
40	こころの医療センター	津市城山1丁目12番地-1
41	一志病院	津市白山町南家城616番地
42	志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257番地
43	三重県警察本部	津市栄町1番地-100
44	四日市港管理組合	四日市市霞2-1-1
45	東紀州（紀北）防災拠点	尾鷲市光が丘
46	東紀州（紀南）防災拠点	熊野市久生屋町
47	伊勢志摩防災拠点	伊勢市朝熊町
48	伊賀防災拠点	伊賀市荒木
49	中勢防災拠点	鈴鹿市石薬師町452
50	北勢防災拠点	四日市市中村町
51	北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2
52	南部浄化センター	四日市市楠町北五味塚1085-18
53	雲出川左岸浄化センター	津市雲出鋼管町52-5
54	松阪浄化センター	松阪市高須町3922
55	宮川浄化センター	伊勢市大湊町1126番地
56	動物愛護推進センター	津市森町2438-2
57	津市役所	津市西丸之内23-1
58	四日市市役所	四日市市諏訪町2-2
59	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29
60	伊勢市小俣総合支所	伊勢市小俣町元町540
61	伊勢市防災センター	三重県伊勢市楠部町三尾三谷159-1
62	松阪市役所	松阪市殿町1340-1
63	松阪市嬉野地域振興局	松阪市嬉野町1443-5
64	松阪市三雲地域振興局	松阪市曾原町872
65	松阪市飯南地域振興局	松阪市飯南町粥見3950
66	松阪市飯高地域振興局	松阪市飯高町宮前180
67	桑名市役所	桑名市中央町2-37
68	桑名市多度町総合支所	桑名市多度町多度1-1-1
69	桑名市長島町総合支所	桑名市長島町松ヶ島38
70	伊賀市役所	伊賀市四十九町3184番地
71	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸1-18-18

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
72	名張市役所	名張市鴻之台1番町1
73	尾鷲市役所	尾鷲市中村町10番57号
74	亀山市役所	亀山市本丸町577
75	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1
76	熊野市役所	熊野市井戸町796
77	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-9
78	志摩市磯部支所	志摩市磯部町迫間878-9
79	いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田111
80	木曾岬町役場	桑名郡木曾岬町大字西対海地251
81	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600
82	菰野町役場	三重郡菰野町大字潤田1250
83	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893
84	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280
85	多気町役場	多気郡多気町相可1600
86	多気町勢和振興事務所	多気郡多気町朝柄3127
87	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
88	大台町役場	多気郡大台町佐原750
89	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2
90	南伊勢町役場	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
91	南伊勢町南島庁舎	度会郡南伊勢町神前浦15
92	大紀町役場	度会郡大紀町滝原1610-1
93	大紀町錦支所	度会郡大紀町錦736-7
94	度会町役場	度会郡度会町棚橋1215-1
95	紀北町役場海山総合支所	北牟婁郡紀北町相賀495-8
96	紀北町役場	北牟婁郡紀北町東長島769番地1
97	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
98	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鶴殿324
99	桑名市消防本部	桑名市江場7
100	四日市市中消防中央分署指令センター	四日市市曾井町391番地2
101	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
102	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418
103	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1
104	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
105	津市消防本部	津市久居明神町2276
106	松阪広域消防組合	松阪市川井町1001-1
107	伊勢市消防本部	伊勢市楠部町159-11

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
108	鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町281
109	志摩広域消防組合	志摩市阿児町鶴方3080
110	紀勢広域消防組合	多気郡大台町佐原754
111	三重紀北消防組合	尾鷲市中川28-43
112	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1
113	伊賀市消防本部	伊賀市緑が丘東町920
114	名張市消防本部	名張市鴻之台1-2
115	桑名警察署	桑名市大字江場626番地-2
116	いなべ警察署	いなべ市員弁町宇野320番地-1
117	四日市北警察署	四日市市大字羽津4452
118	四日市南警察署	四日市市新正5丁目-5番地-5
119	四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原3241番地
120	亀山警察署	亀山市野村4丁目1番地-27
121	鈴鹿警察署	鈴鹿市江島町3446番地
122	津警察署	津市丸之内22番地-1
123	津南警察署	津市久居中町177番地1
124	松阪警察署	松阪市中央町366番地-1
125	大台警察署	多気郡大台町佐原848番地
126	伊勢警察署	伊勢市神田久志本町1481番地-3
127	鳥羽警察署	鳥羽市船津町273番地
128	尾鷲警察署	尾鷲市古戸町1番地-50
129	熊野警察署	熊野市井戸町380番地
130	紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町鶴殿1709番地2
131	伊賀警察署	伊賀市四十九町1929番地-1
132	名張警察署	名張市蔵持町芝出837番地-3
133	久居陸上自衛隊	津市久居新町975
134	明野陸上自衛隊	伊勢市小俣町明野5593-11
135	四日市海上保安部	四日市市千歳町5番地-1
136	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽1-2383-28
137	尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6-34
138	第四管区海上保安部	名古屋市港区入船2-3-12
139	東海農政局三重県拠点	津市広明町415
140	津地方気象台	津市島崎町327-2
141	三重大学附属病院	津市江戸橋2-174
142	NHK津放送局	津市丸ノ内養正町4-8
143	三重テレビ放送	津市渋見町小谷693-1

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
144	三重エフエム放送	津市観音寺町焼尾1043-1
145	伊勢赤十字病院	伊勢市御園町高向810
146	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番地-25
147	鈴鹿中央病院	鈴鹿市安塚町山之花1275番地の53
148	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
149	上野総合市民病院	伊賀市四十九町831番地
150	名張市立病院	名張市百合が丘1番町178番地
151	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750番地
152	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
153	松阪中央総合病院	松阪市川井町 字小望 1 0 2
154	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町1区15-6
155	医師会三重	津市桜橋二丁目191番地4
156	日本赤十字社三重県支部	津市栄町一丁目891
157	市立四日市病院	四日市市芝田
158	天花寺中継所	松阪市嬉野天花寺町
159	朝熊中継所	伊勢市朝熊町
160	藤坂中継所	度会郡大紀町
161	谷の山中継所	尾鷲市早田町
162	行野浦中継所	尾鷲市行野浦
163	名倉中継所	北牟婁郡紀北町

なお、以下の設置場所については本業務の対象外とする。

伊勢市二見総合支所 熊野市紀和庁舎 いなべ市北勢庁舎 大台町宮川総合支所 大紀町大内山支所

別表3 保守作業項目表

番号	局名	機器名		保守作業内容	実施期限
1	四日市市役所	衛星系ODU		ODU装置工場点検・修理・調整	※履行期間内
2	朝熊中継所	多重無線通信装置	磯部向1号受信装置	受信装置基盤修理・調整	※履行期間内
3	津地方気象台	電力量計	30A	気象台からの受電電力量計の交換	※履行期間内
4	鈴鹿市役所	受令確認専用装置	PATLITE製NHP-1FB1	装置の交換・調整	令和2年12月末日まで
5	津市役所	受令確認専用装置	PATLITE製NHP-1FB1	装置の交換・調整	令和2年12月末日まで
6	松阪庁舎	受令用ファクシミリ	ムラツク製V-785	装置の交換・調整	令和2年12月末日まで
7	四日市北警察署	受令用ファクシミリ	ムラツク製V-785	装置の交換・調整	令和2年12月末日まで
8	津南警察署	受令用ファクシミリ	ムラツク製V-785	装置の交換・調整	令和2年12月末日まで
9	磯部中継所	多重無線通信装置		南勢中継所向け2号受信障害の調査（修理は調査後の協議による）	令和2年12月末日まで
10	鳥羽中継所	空調設備	タキイ製RP80PV	U4エラー修理対応。基盤交換、室外機ファン交換	※履行期間内

※詳細は打ち合わせによる